

令和元年度

地震・津波防災対策マニュアル



坂出市立松山小学校

【地震・津波編】

地震が発生したときの対応

- ◎ 教職員の動員体制と学校災害対策本部の業務内容
 - 1 教職員の動員体制
 - 2 学校災害対策本部の業務内容

地震が発生したときの基本対応

- 1 在校時
 - 児童が安全に避難した後の学校の対応
 - 2 登下校時
 - 児童が安全に避難した後の学校の対応
 - 3 学校外の諸活動時
 - 児童が安全に避難した後の学校の対応
 - 4 在宅時（児童）
- ◎ 学校災害本部
 - ◎ 学校災害本部の対応
 - ◎ 学校再開に向けた対応

津波による被害が想定される地域にある学校の対応

- 1 津波警報・注意報の種類
- 2 津波に関する情報が発せられた場合及び強い地震や長い揺れを感じた場合の一般的対応

地震が発生し津波による被害が予測される学校の基本対応

- 1 在校時
 - 児童が安全に避難した後の学校の対応
- 2 在校時以外

地震が発生した場合の対応

1 教職員の動員体制と学校災害対策本部の業務内容

(1) 教職員の動員体制 《配備基準：香川県地域防災計画震災対策編P72による》

○第一次配備

配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 県内で震度4の地震が発生したとき 香川県に津波注意報が発表されたとき 		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに所属校に赴いて配備につく。	あらかじめ定められた者は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	あらかじめ定められた者は、直ちに所属校に赴いて配備につく。他の者は、できる限り所属校に赴き、業務の補助を行う。

○第二次配備

配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき 香川県に津波警報が発表されたとき 東南海地震の単独発生を受けて災害対策本部が設置されたとき 		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに所属校に赴いて配備につく。	あらかじめ定められた者は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	あらかじめ定められた者は、直ちに所属校に赴いて配備につく。他の者は、できる限り所属校に赴き、業務の補助を行う。

○第三次配備

配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき 香川県に大津波警報が発表されたとき 		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに所属校に赴いて配備につく。	全教職員は、直ちに配備につく。	全教職員は、直ちに所属校に赴いて配備につく。

*教職員が所属校に参集できない場合に備え、学校設置者等と協議し、配備体制の確立を図るなど、実効性のある計画となるよう配慮する。（所属校が津波による浸水が予想される場合は、津波警報等津波に関する情報に十分注意すること。）

(2) 学校災害対策本部の業務内容

学校災害対策本部（以下「本部」という）を設置するものとし、その組織形態及び業務については、概ね次のとおりとする。

総括（本部）：校長・教頭・事務職員

- ・校内放送等による連絡や指示
- ・応急対策の決定
- ・各班との連絡調整
- ・市教委、PTA等との連絡調整、報告
- ・報道機関等との連絡、対応
- ・情報収集
- ・非常持出し品の搬出(事務職員)
- ・記録日誌の記入

安否確認・避難誘導班(学級担任・授業者)

- ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し本部に報告
- ・安全な避難経路を使っての避難誘導
- ・行方不明の児童、教職員を本部に報告
- ・安全な避難経路を使っての避難誘導

安全点検・消火班(三好・加藤)

- ・被害状況の把握
- ・初期消火、安全点検
- ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
- ・避難、救助活動の支援

救急医療班(養護教諭を中心に)

- ・応急手当の実施
- ・応急手当備品の確認
- ・負傷や応急手当の記録
- ・負傷者等の医療機関への送致・連絡

救 護 班(本校教職員)

- ・負傷者の救出、救命
- ・負傷者や危険箇所等の通報
- ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報

保護者連絡班(学級担任・学年団担当教員等)

- ・引き渡し場所の指定
- ・児童の引き渡し作業(保護者や後見人が到着後すぐに)
- ・身元確認

応急復旧班(校長・教頭)

- ・被害状況の把握
- ・応急復旧に必要な機材の調達、管理
- ・危険箇所の処理及び立入禁止措置
- ・避難場所の安全確認

避難所支援班(校長・教頭)

- ・市町及び関係する自主防災組織等と連携して、避難所の運営支援

地震が発生した場合の基本対応

1 在校時

安 全 確 保

教職員

- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ★★的確な指示：「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」★★
- ・使用している火気の消火、出口の確保をする。
- 《揺れがおさまったら》
- ・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。
- ・ため池の決壊の恐れのある場合は、学校の実情に応じて、校舎の高層階（3階以上）や敷地外の高台など避難場所をあらかじめ決めておく。
- ・山津波や地すべりが考えられる場合は、敷地外の安全な場所に避難する。

児童

【教室】

- ・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- ・あわてて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。

【廊下・階段】

- ・できるだけ中央で伏せ、蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。

【体育館】

- ・中央部に集まり、頭部を保護し、姿勢を低くする。

【運動場】

- ・落下物や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場中央に避難する。

《揺れがおさまったら》

- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避 難 誘 導

総括（校長等）

- ・あらかじめ状況を想定した避難場所に基づいて、全校へ避難指示をする。（通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク）

教職員

- ・児童の状況を速やかに掌握する。
- ・出席簿等を携行し、避難誘導を開始（上履き等をはかせる）する。
- ・避難途中、普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。
- ・落下物に注意し、頭部を保護させるよう指示する。
- ・生徒の不安を緩和する。
- ・援助を要する児童への対応には十分配慮する。
- ★★的確な指示：「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」★★
- ・負傷者の有無の確認及び応急手当を行う。

避難誘導

- ・校内にいる人員を把握する。
- ・状況により第二次避難の準備をする。

児童

- ・頭部を保護し、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- ・避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

安否確認

教職員

- ・人数と安否を確認し、本部に報告する。
* **あらかじめ決めておいた隊形に整列させる。**
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。
- ・病院等の医療機関との連携を図る。
- ・児童の不安を緩和する。

○児童が安全に避難した後の学校の対応

学校災害対策本部設置

総括（校長等）・教職員

- ・役割分担に従って行動を開始する。
- ・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

被害状況把握

教職員

- ・施設の被害状況を調査し、本部に報告する。
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置等を行う。
（張り紙、ロープなど）
- ・第一次避難場所が危険な場合は、あらかじめ決めていた第二次避難場所に児童を誘導する。

情報の収集・伝達

総括（校長等）

- ・被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。
- ・校区内の被災状況の確認に努める。（市町、自主防災組織と連携）

状況に応じた児童生徒等の保護者への引き渡し

教職員

- ・保護者へ連絡をとる。（電話やメールが使用できないことも考えられるため、文書等で事前に取り決めておく）

【例】「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童生徒等は学校に保護しているため、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」

- ・保護者等による迎えがきた場合には、児童を保護者に引き渡す。（身元確認ができるようにしておく）
- ・保護者と連絡が取れない児童は、学校で待機させる。

火元の
確認

児童

- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

教職員

- ・出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。
- ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。

応急救護
・
救出救助

教職員等

- ・養護教諭を中心に救護班を編成し救護に当たる。
- ・市町、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。
- ・安否確認・避難誘導班、救急医療班、救護班が連絡を取り合いながら行方不明者の安否確認を行う。
- ・市町、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童の救出救助を行う。

地域自主
防災活動
への協力

教職員・児童

- ・教職員は、可能な範囲で地域住民等の防災活動に協力する。
- ・市町、地域自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

2 登下校時

安全
確保

教職員

- ・すでに登校している児童に、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
- ・**避難誘導については、在校時と同じ対応をとる。**
《揺れがおさまったら》
 - ・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。

児童

- ・近くの公園、空き地等安全な場所へ避難する。
- ★ブロック塀、自動販売機等から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。
- ★崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。
- ・自宅に帰ったり指定避難所に避難した場合は、できるだけ早く学校へ連絡する。

○児童が安全に避難した後の学校の対応

学校災害対策
本部設置

教職員

- ・あらかじめ決められていた役割分担に従って行動を開始する。
- ・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

安否確認

教職員

- ・児童の所在を確認する。
- ・校内、通学路、避難場所を確認する。

被害状況
把握

教職員

- ・施設の被害状況を調査し、本部へ報告する。
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。

情報の
収集・伝達

総括（校長等）

- ・被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。
- ・校区内の状況の確認に努める。（坂出市、自主防災組織と連携）

状況に応じた
児童生徒等の
保護者への
引き渡し

教職員

- ・保護者へ連絡をとる。（電話やメールが使用できないことも考えられるため、文書等で事前に取り決めておく）

【例】

「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童生徒等は学校(園)に保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」 など

- ・保護者等による迎えがきた場合には、児童を保護者に引き渡す。（身元確認ができるようにしておく）
- ・保護者と連絡が取れない児童は、学校で待機させる。

児童

- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

3 学校外の諸活動時

安全確保

総括（校長等）・教職員

- ・地形や周囲の状況を判断して、安全確保の指示をするとともに、学校(本部)に連絡をとり、関係諸機関と連携ができるようにする。
- ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
- ・ため池の決壊の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の3階以上の階に避難するよう指示する。
- ・山津波や地すべりが考えられる場合は、安全な場所に避難するよう指示する。

児童

- ・安全な場所に身を伏せる。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

総括（校長等）・教職員

- ・揺れがおさまれば、最寄りの避難場所等の安全な場所に避難誘導する。
- ・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。
- ・児童の安全確認及び負傷者の応急手当を行う。
- ・テレビ、ラジオ、電話等で地元の被害状況を把握する。
- ・状況に応じて、関係機関に救援を要請する。

児童

- ・教職員とはぐれたときは、動き回らずに安全を確保する。
- ・不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

○児童が安全に避難した後の学校等の対応

情報の収集・伝達 対応の決定

総括（校長等）・教職員（被災現場での対応）

- ・状況及び対応について学校(本部)に報告する。
- ・県外にいる場合は、学校または教育委員会と連絡をとり、指示を受ける。

総括（校長等）・教職員（学校での対応）

- ・教育委員会への状況の報告とともに保護者へ連絡する。
- ・教育委員会の指示を受け、地元公共機関へ救援を要請する。

4 在宅時（児童）

学校災害対策
本部設置

総括（校長等）・教職員

- ・参集できる教員は参集し、学校災害対策本部を設置する。
- ・参集した教職員は、役割分担に従って、行動を開始する。

被害状況
把握

教職員

- ・教職員の安否を確認する。
- ・学校内にいる児童の安否確認をする。
- ・学校の被害状況を確認する。
- ・児童の安否確認をする。

情報の
収集・伝達
被害状況報告

教職員

- ・地震規模、余震状況、二次災害等の情報を収集する。
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。
- ・校区内の被災状況、危険箇所等の情報を収集する。
- ・教育委員会に被害状況を報告する。

学校災害本部の設置

【対策本部】校長等

- ・校内放送等による連絡、指示
- ・応急対策を決定
- ・非常持ち出し品を搬出
- ・坂出市災害対策本部との連絡
- ・報道機関との連絡、対応
- ・記録日誌の記入
- ・PTAとの連絡調整
- ・情報収集

- ・危機対応マニュアル・学校の敷地図
- ・ラジオ
- ・ハンドマイク
- ・懐中電灯
- ・緊急活動の日誌
- ・トランシーバー
- ・携帯電話

救急医療班

- ・応急手当の実施
- ・医療の援助の判断
- ・負傷や応急手当の記録
- ・応急手当備品の確認

- ・応急手当の備品
- ・健康カード
- ・担架
- ・水
- ・毛布

救護班

- ・担当区域で負傷者の搬出、救命
- ・学校施設内のチェック
- ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報

- ・ヘルメット
- ・革手袋
- ・丈夫な靴
- ・のこぎり
- ・防塵マスク
- ・トランシーバー
- ・かなてこ
- ・斧
- ・毛布
- ・担架

安否確認・避難誘導班

- ・揺れがおさまった直後に、負傷の程度を的確に把握
- ・安全な避難経路で避難誘導
- ・行方不明の児童等、教職員を本部に報告

- ・クラスの出席簿
- ・行方不明者の記入用紙(児童生徒等)

保護者連絡班

- ・引き渡し場所の指定
- ・身元確認
- ・保護者や後見人が到着した児童から引き渡し

- ・出席簿
- ・集合場所のクラス配置図

応急復旧班

- ・被害状況の把握
- ・応急復旧に必要な機材等の調達、管理
- ・危険箇所の処理
- ・危険箇所の立入禁止措置
- ・避難場所の安全確認

- ・ヘルメット
- ・被害調査票
- ・校内図
- ・ロープ
- ・標識

安全点検・消火班

- ・被害状況の把握
- ・初期消火
- ・安全点検
- ・施設等の構造的な被害程度を調査、本部への報告
- ・避難、救助活動の支援

- ・消火器
- ・ヘルメット
- ・道具セット
- ・手袋
- ・損害調査リスト

避難所支援班

- ・市町及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援

- ・マスターキー
- ・ラジオ
- ・バリケード
- ・ロープ
- ・テープ
- ・校内配置図
- ・保護者への指示(文書)

学校災害本部の対応

第一段階（地震発生時）

- 総括（校長等）は、校内放送（通電時）又はハンドマイクで対応を指示する。
* 避難場所、避難経路等についての指示
- 安全点検・消火班は、それぞれの所掌事項に基づいて対応する。

第二段階（避難終了時）

- 教職員は、児童の人数確認と安否確認をする。
- 総括（校長等）は、学校周囲の状況把握を行い、必要に応じて第二次避難の指示を行う。
- 応急医療班、救護班を中心に、負傷者の確認と応急手当を行い、必要に応じて医療機関へ搬送する。
- 安否確認・避難誘導班、安全点検・消火班、応急医療班、救護班はそれぞれの所掌事項に基づいて対応する。

第三段階（地震がおさまった時）

- 総括（校長等）は、テレビ・ラジオ・電話などで地元の地震情報や津波情報などを収集する。
- 安全点検・消火班、応急復旧班が中心となって、施設の被害状況を調査する。
- 応急復旧班は、安全確認・危険箇所の立入禁止措置を実施する。
- 総括（校長等）は、教育委員会に被害状況の報告し、指示を受ける。
- 学校から保護者に被害状況・引き渡し等について連絡する。
- 児童を引き渡しカードにより保護者等へ引き渡す。
- 救護班、保護者連絡班、応急復旧班、避難所支援班は、それぞれの所掌事項に基づいて対応する。

学校再開に向けた対応

学校は、教育活動の再開に向けた最善の対応に努めることが大切である。教育活動の再開に当たっては、次の点に留意する。

1 被害状況の把握

- 教職員や児童の被災状況 ⇒ 教育委員会に報告
- 学校の施設、設備等の被害状況 ⇒ 教育委員会に報告
- 通学路の状況
- 交通機関の復旧状況

2 教育委員会との協議・調整事項

- 施設・設備等の安全性の確保 ⇒ 専門家の点検
- ライフラインの確保 ⇒ 関係機関に協力依頼
- 学習場所の確保 ⇒ 近隣の施設、仮設教室の建設等
- 通学路の安全確保
- 教科書、学用品の確保
- 避難所運営に関すること ⇒ 施設の開放、仮設トイレの建設等
- 児童、教職員の心のケア
- 被災児童への就学援助等
- 教職員の支援体制
- 貯水槽の水質検査
- 学校給食の再開時期・方法
 - ・施設・設備等の安全確保 ⇒ 専門家の点検
 - ・衛生面の確保 ⇒ 保健所等に検査を依頼
 - ・食材の確保、物資や給食の配送
 - ・避難住民への食事の提供 ⇒ 避難所運営組織と協議
- 授業再開時期
- 被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮
- 各学年の課程の修了及び卒業

3 応急教育の充実

- 再開までの過程
 - ・授業形態の工夫 ⇒ 短縮授業
午前と午後の二部授業
分散授業・間借り授業（他校の教室を借用）

※学校再開の重要性

⇒ 日常生活を取り戻す ⇒ 安定した心を取り戻すきっかけ

*心のケアの観点からも、早期の学校再開が望まれる。

津波による被害が予測される地域にある学校の対応

津波による浸水の危険が予測される地域に所在する学校においては、津波に関する警報等の情報が発せられた場合の避難行動について、各学校が既に作成している防災計画書等に記載（追記）するとともに対策を実施する必要があることから以下に、計画作成上の留意事項等を示す。

なお、「地震が発生した場合の対応」、「学校災害本部の設置例」等については「地震編」に掲載しているので、それを参照いただきたい。

1 津波警報・注意報の種類

種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m、4 m、6 m、8 m、10 m以上
	津 波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m、2 m
津波注意報		高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

出典：気象庁発表資料

2 津波に関する情報が発せられた場合及び強い地震や長い揺れを感じた場合の一般的対応

◆強い地震や、弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は	海岸にいる人はただちに海岸から離れ 高台か指定の避難ビルへ 津波の危険が予想される地域のみなさんもただちに避難
◆津波警報が出たら (揺れを感じなくても)	
◆津波注意報が出たら (揺れを感じなくても) ラジオ・テレビ・市町の情報に注意	海岸にいる人は近くの高い所へただちに避難 津波の危険が予想される地域のみなさんはいつでも避難できるように

津波に対する心得

- ・正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ・津波注意報でも、海辺での活動は行わない。
- ・必ずしも第1波が最大とは限らない。
- ・津波に関する警報や注意報が解除されるまでは警戒が必要である。

3 地震が発生し津波による被害が予測される学校の基本対応

(1) 在校時

安 全 確 保	教職員 <ul style="list-style-type: none">・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。 ★★的確な指示：「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」★★ <ul style="list-style-type: none">・使用している火気の消火、出口の確保をする。 《揺れがおさまったら》 <ul style="list-style-type: none">・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。
	児童 <ul style="list-style-type: none">【教室】<ul style="list-style-type: none">・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。・あわてて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。【廊下・階段】<ul style="list-style-type: none">・できるだけ中央で伏せ、蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。【体育館】<ul style="list-style-type: none">・中央部に集まり、頭部を保護し、姿勢を低くする。【運動場】<ul style="list-style-type: none">・落下物や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場中央に避難する。 《揺れがおさまったら》 <ul style="list-style-type: none">・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
避 難 誘 導	総括（校長等） <ul style="list-style-type: none">・ あらかじめ状況を想定した避難場所に基づいて、全校へ避難指示をする。 (通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク)
	【例】 <p>地震が発生しました。 児童（生徒、）の皆さんは先生の指示に従い、〇〇（第一次避難場所としてあらかじめ決めている場所）に避難しなさい。（繰り返し） ※ 学校の所在地の状況によって適宜応用して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 津波に関する情報収集<ul style="list-style-type: none">・ テレビやラジオ、インターネット等により津波に関する情報を収集する。・ 津波への避難場所、避難経路を決定する。<ul style="list-style-type: none">●避難時間が確保できる場合はなるべく高台へ避難●避難時間がない場合は、学校内の一番高い場所へ避難・ 津波に対する注意報、警報に対して避難指示をする。 【例】 <p>地震は収まりましたが、津波の恐れがあります。 児童の皆さんは先生の指示に従い、◎◎（津波発生時に避難する場合あらかじめ決めている場所）に避難しなさい。（繰り返し）</p>

避難誘導

教職員

- ・指示に従い、児童を速やかに誘導、避難させる。
- ・児童の状況を速やかに掌握する。
- ・出席簿等を携行し、避難誘導を開始（上履き等をはかせる）する。
- ・避難途中、普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。
- ・落下物に注意し、頭部を保護させるよう指示する。
- ・生徒の不安を緩和する。
- ・援助を要する児童への対応には十分配慮する。

★★的確な指示：「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」★★

- ・負傷者の有無の確認及び応急手当を行う。
- ・校内にいる人員を把握する。
- ・二次災害等の危険が予想される時は、直ちに第二次避難の準備をする。

児童

- ・防災頭巾等で頭部を保護し、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- ・避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

安否確認

総括（校長等）

- ・児童・教職員の安否確認

教職員

- ・人数と安否を確認し、本部に報告する。
*あらかじめ決めておいた隊形に整列させる。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。
- ・病院等の医療機関との連携を図る。
- ・児童の不安を緩和する。

○児童が安全に避難した後の学校の対応

学校災害対策本部設置

総括（校長等）・教職員

- ・学習継続の可否・下校方法・下校時刻等についての判断
- ・津波情報の収集（テレビ、防災無線等）の継続
- ・役割分担に従って行動を開始する。
- ・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

被害状況把握

教職員

- ・施設の被害状況を調査し、本部に報告する。
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置等を行う。
（張り紙、ロープなど）
- ・第一次避難場所が危険な場合は、あらかじめ決めていた第二次避難場所に児童を誘導する。

情報の収集・伝達

総括（校長等）

- ・被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。
- ・校区内の被災状況の確認に努める。（市町、自主防災組織と連携）

状況に応じた
児童生徒等の
保護者への
引き渡し

教職員

- ・保護者へ連絡をとる。（電話やメールが使用できないことも考えられるため、文書等で事前に取り決めておくことも検討しておく）

【例】

「震度5以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童生徒等は学校（園）に保護しているため、保護者の方は津波の危険がなくなり道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」
など

- ・学校（園）及び校区内の津波による浸水が予想されている場合は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除になるまで避難場所での待機を継続する。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報が解除になれば、引き渡しカードにより、児童を保護者に引き渡す。
- ・保護者と連絡が取れない児童は、学校で待機させる。

児童

- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

火元の
確認

教職員

- ・出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。
- ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。

応急救護
・
救出救助

教職員・児童

- ・養護教諭を中心に救護班を編成し救護に当たる。
- ・市町、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。
- ・安否確認・避難誘導班、救急医療班、救護班が連絡を取り合いながら行方不明者の安否確認を行う。
- ・市町、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童の救出救助を行う。

地域自主
防災活動
への協力

教職員・児童

- ・教職員や中、高校生等は、可能な範囲で地域住民等の防災活動に協力する。
- ・市町、地域自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

(2) 在校時以外

地震発生

強い地震を感じた場合、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた場合は、津波が発生する恐れがあります。

	登下校時	校外学習時	在宅時
児童等	<p>○地震が収まった後は、自宅・学校・指定避難所の中でできるだけ高い所へ避難する。</p> <p>○地震が収まった後、消防団等の避難指示等があったら、急いで近くの高台や高い建物等へ避難する。</p> <p>○学校以外の施設に避難した場合は、可能な範囲で自分の所在を学校に連絡する。</p>	<p>○教職員の指示をよく聞いて、急いで避難する。</p> <p>○教職員とはぐれたり、指示が届かない場合は、防災行政無線や消防団等の避難指示等をよく聞いて、避難が必要な場合は、近くの高台や高い建物等のできるだけ高い所へ急いで避難する。</p> <p>○避難後の行動について教職員の指示に従う。</p>	<p>○地震が収まったら、すぐにテレビやラジオ等により津波に関する情報を確認する。</p> <p>○避難が必要な場合は、市町が指定する避難所へ急いで避難する。</p> <p>○緊急を要する場合は、近くの高台や高い建物等のできるだけ高い所へ急いで避難する。</p>
学校・教職員	<p>○児童の所在の確認と、状況によっては保護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内 ・通学路 ・避難場所 <p>○保護者への引渡しが必要な場合は、引渡しカードにより引渡す。連絡がつかない場合は、そのまま待機させる。</p> <p>○学校の対応等について所管教育委員会への状況報告をする。</p>	<p>○引率教職員は、現場の状況や津波情報等から避難が必要かを判断し、避難が必要な場合は児童を避難させ、状況を学校に報告する。</p> <p>○学校は、引率教員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。</p> <p>○引率教員は、避難完了後、人員点呼等を行い学校へ報告する。</p> <p>○学校は、交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応等について、引率教職員へ連絡する。</p>	<p>○津波の発生や津波による災害が発生した場合は、配備基準に基づき、可能な限り学校等に参集し、情報収集や教育委員会に被害情報報告等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び家族の安否確認 ・学校の被害状況の把握 ・教職員の安否確認

学校における防災グッズ・避難所における非常用備蓄品

学校における防災グッズや避難所における非常用備蓄品には、次のようなものが考えられる。これらの整備については、市町と十分協議をしておくことが必要である。

【防災グッズ】

- 防災ずきん又はヘルメット（安全帽）
- マスク
- 救急医療品
- 携帯型ラジオ（FM文字多重放送受信機能付）・携帯テレビ

【非常用備蓄品】

香川県の「緊急物資の備蓄マニュアル」には、避難所における備蓄品について、次のように記載されている。

《食料》

- * 主食（3日分）…クラッカー、乾パン、パンの缶詰、おかゆ等のレトルト食品
即席めん、アルファ化米、米穀、水もどし餅
- * 副食…梅干、しょうゆ漬、たくわん、つくだ煮・煮豆、缶詰
- * 調味料…みそ、しょう油、食塩
- * 粉ミルク

《飲料水・給水資機材》

- * 飲料水…3リットル×人数×3日分（3リットル＝一人が一日に必要な水の量）
- * 給水資機材…給水タンク、角型ポリ容器、ホース

《生活必需品》

- * 飲食関連用品…使い捨て食器、缶切り、栓抜き、ほ乳瓶
- * 防寒関連用品…使い捨てカイロ、毛布、寝具
- * 衛生関連用品…タオル、ティッシュ、石けん、生理用品、ゴミ袋、消毒薬、紙おむつ（大人用、子供用）、洗剤、歯ブラシ、トイレットペーパー
- * 照明関連用品…懐中電灯、マッチ、ろうそく
- * エネルギー関連…電池

《避難所用資機材》

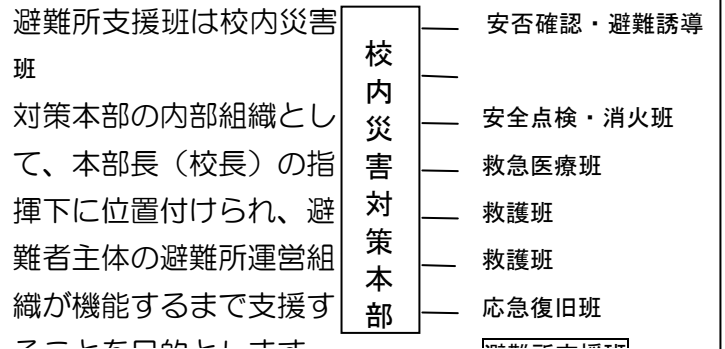
- * 避難所設置資機材…仮設テント、ロープ、防水シート、間仕切りダンボール
断熱マット・たたみ
- * 飲食関連用品…鍋、やかん、包丁、まな板
- * 衛生関連用品…簡易トイレ、トイレ用テント
- * 照明関連用品…投光器、発電機

災害発生時の初期段階における学校の避難所支援の対応

災害発生時における学校の避難所支援の役割等については、市町の防災担当課等と十分に協議をしておくことが必要である。ここには、避難所支援の対応の一例を掲載する。

1 避難所支援班の設置

- 避難所支援班の設置
- 避難所となる施設内（体育館、格技場、空き教室、グラウンド等）に、避難者による避難所運営本部の設置に協力



2 施設開放区域の明示

- 学校管理に必要な部屋の確保、施設開放区域の決定及び明示（校長室、事務室、職員室等の非開放区域を決定する。）
- 災害時要援護者への配慮（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）

3 避難者の誘導

- ホイッスル、腕章、ハンドマイク等を使用し誘導

4 初期のライフライン関連事項の対応

- し尿処理
- トイレの使用可能状況を調査（水が出ないが排水管が使用可能な場合）
- トイレ用水の確保（汚物を流すための水確保：プールや河川などの水を利用する）
- 〈使用不可能な場合〉
- 仮設トイレの設置を、市町災害対策本部に要請
- ゴミの処理
- 屋外にゴミ集積場を設置（清掃車の出入りしやすい場所）
- ゴミの分別徹底
- 救援物資の受け入れと配給の手伝い
- 救援物資の受け入れ（物資の種類と在庫数の把握）
- 配給の手伝いは、災害時要援護者を優先、平等に実施

5 避難所運営組織づくり等への支援

- 運営本部長、副本部長の選出助言
- 生活の基本ルールを決めるように助言
- 飲酒・喫煙の禁止
- 火気使用の制限
- ペットの居室部分への持込禁止、飼育者による管理の徹底
- 情報交換会議を毎日、定時に実施するよう運営組織と連携・対応
- 情報掲示板を準備し、連絡事項・広報事項を明示

避難者来校時は、まずグラウンド等に誘導し、開放区域に誘導します。（開放区域以外には入室させないよう留意）

発災後、電気・ガス・水道は供給停止になり、復旧に時間がかかることが予想され、施設設備等の利用が制約を受ける場合があります。
 生活用水を有効に利用するため、使用したトイレトペーパーはゴミ袋に捨てるなどの工夫した対応が必要です。

6 避難者名簿づくりへの支援

- 避難所運営本部と協力した避難者名簿の作成（氏名、性別、年齢、住所、家族構成）

避難者の把握と外部からの問い合わせに対応するため、早急に名簿を作成する必要があります。

安全確保のため児童、教職員を学校に待機（宿泊）させる場合の対応

地震による被害や津波警報等が発せられ、公共交通機関が止まったり、道路が長時間に渡り通行止めになった場合、帰宅困難となる児童・生徒や教職員が生じることが考えられる。その場合、児童・生徒や教職員の安全を考慮し、学校に長時間の待機又は宿泊させる必要がある。このため、各学校はあらかじめ以下の準備をしておくことが望ましい。

- ◆長時間の待機又は宿泊させるための施設等の選定
- ◆児童・生徒、教職員の人数及び性別を考慮した部屋の確保等
- ◆生徒の身体的、精神的なケアができる教職員の体制
- ◆長時間の待機又は宿泊が生じる可能性のある児童の保護者に対して事前に文書等で理解を得ておくなど連携を図っておくとよい。

※食料・飲料水・毛布等の準備については、市町等と十分協議しておくことが必要である。

【参考資料】

- 学校の地震防災対策マニュアル（改訂版） 静岡県教育委員会
- 学校の津波対策マニュアル（暫定版） 静岡県教育委員会
- 宮崎市立小・中学校における津波被害安全対策マニュアル 宮崎市教育委員会